

○ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第1～第3 【略】</p> <p>第4 実施基準</p> <p>1 【略】</p> <p>2 交付対象事業 【略】</p> <p>(1)～(25) 【略】</p> <p>(26) 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、土地改良区等が、固定価格買取制度により売電を行う場合は、発電開始後、農村振興局長が別に定めるところにより、売電収入の一部を都道府県ごとに設置される協議会に納付し、地域の小水力等発電施設の導入推進等に活用することにより固定価格買取制度との調整を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、地方農政局長等と土地改良区等の協議により、別途調整の方法を定めることとする。</p> <p>3 【略】</p> <p>第5～第11 【略】</p>	<p>第1～第3 【略】</p> <p>第4 実施基準</p> <p>1 【略】</p> <p>2 交付対象事業 【略】</p> <p>(1)～(25) 【略】</p> <p>(26) 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、土地改良区等が、固定価格買取制度により売電を行う場合は、発電開始後、農村振興局長が別に定めるところにより、売電収入の一部を都道府県ごとに設置される協議会に納付し、地域の小水力等発電施設の導入推進等に活用することにより固定価格買取制度との調整を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、地方農政局長等と土地改良区等の協議により、別途調整の方法を定めることとする。 <u>なお、平成25年度末までに発電施設の導入について技術的、経済的検討が行われ、その導入可能性が確認される地区については、この限りでない。</u></p> <p>3 【略】</p> <p>第5～第11 【略】</p>

附 則

この通知は、平成27年9月4日から施行する。